

平成31年（2019年）度主任介護支援専門員研修実施要領

1. 研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

研修受講開始時に（1）の必須要件を全て満たし、かつ（2）の個別要件のいずれかに該当する方を受講対象とします。

（1）必須要件：以下の①から⑤の全てを満たす方。

- ① 介護支援専門員として埼玉県に登録があり、県内の対象となる事業所（P7 ※1参照）において常勤として勤務している方。または、他都道府県登録の方で、県内の対象となる事業所（※1）において常勤として勤務している方
 - 他都道府県で登録の方で、埼玉県で主任研修を受講する場合は登録移転または受講地変更の手続きが必要です。他の都道府県登録で、すでに埼玉県内の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している（従事する予定を含む）方は、早めに埼玉県へ登録移転の手続きをされることをお勧めします。なお、他都道府県登録のまま受講地変更手続きをすることによって受講も可能になりますが、埼玉県が承認をした場合でも、研修の定員等によっては研修実施期間において受入れができず、受講いただけない場合がありますので、ご注意ください。
- ② 平成18年度以降に各都道府県が実施した「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」及び「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」又は各都道府県が実施した「実務従事者向け介護支援専門員更新研修」を修了している方
 - ※平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰまたは基礎課程Ⅱを修了し、専門研修Ⅰの受講が免除となっている方を含みます。
- ③ 介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる方
- ④ 各関係機関との連絡調整及び他の介護支援専門員に対する助言・指導、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり等、主任介護支援専門員の役割を実践する意思のある方
- ⑤ 研修の全日程かつ全科目に参加し、修了評価を受けて各科目の到達目標に到達する見込みのある方

(2) 個別要件：以下の①から④のいずれかに該当する方。

- ① 専任（常勤かつ専従の勤務を言う。以下同じ）の介護支援専門員として実務に従事した期間（P 7 ※ 2 参照）が、研修開始日の前日までに、通算して5年（60か月）以上ある方
ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者、または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間（※2）が、研修開始日の前日までに、通算して3年（36か月）以上である方
ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。
- ③ 介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として現に県内の地域包括支援センターに常勤として配置されていて、介護支援専門員として実務に従事した期間（※2）が、研修開始日の前日までに、通算して5年（60か月）以上ある方
- ④ 以下のア、イのいずれかに該当し、保険者の推薦を受け、県が適当と認める方。
 - ア. 対象となる事業所（※1）の「①指定居宅介護支援事業所」において、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間（※2）が、研修開始日の前日までに、通算して5年（60か月）以上あり、他の業務との兼務の割合が、就業時間の二分の一を下回らない方で、届出様式3-1の推薦書を提出できる方
 - イ. 上記③（地域包括支援センター）の期間が、研修開始日の前日までに、通算して2年（24か月）以上あり、人員配置基準上、主任介護支援専門員の設置が不可欠である場合に該当する方で、届出様式3-2の推薦書を提出出来る方

3. 実施方法等

(1) 受講者の決定

定員は各期130名です。定員を超えて応募があった場合は、原則として、本要領2-(2)④、イの方を優先とし、それ以外の方は厳密な審査を行い、埼玉県と協議して受講者を決定します。

- (2) 研修開始前日までの各種証明書等について、研修の申込時点では、「見込み」の場合、別途誓約書（様式3）の提出が必要です。確定した証明書等を、開始日前日までに提出されない場合には、研修の受講はできません。

また、虚偽の申請があった場合は、研修受講決定を取消します。修了証明書発行後に不正等が発覚した場合には、研修修了は無効になり、修了証明書を返還していただきます。

(3) 日程等

第1期～第4期に分けて実施するものとします。日程は別途定めます。

※第3期の会場は、全て熊谷市近辺での開催とします。

(4) 研修内容

主任介護支援専門員研修は、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第265号）第1号に規定されているところにより実施するものとします。

なお、具体的な研修課目、時間数、内容等については、合計70時間以上とします。

(5) この研修を、異なる都道府県に分割して受講することはできません。

(6) 研修修了の認定方法

研修の全課程を修了した方を修了者とします。修了者には、当協会から修了証明書を交付します。研修事業修了後に当協会から埼玉県に修了者名簿を提供します。

4. 研修費用

(1) 受講料

49,000円

受講料は埼玉県手数料条例に定められた金額です。

なお、下記(A)及び(B)のいずれも満たす方については、埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱に基づき、受講料の一部に補助金が交付されます。対象の方には補助金を差し引いた分を請求いたします。(受講料は決定通知書に記載します。)

(A) 現在の介護支援専門員証の登録地が埼玉県の方

(B) 埼玉県内の事業所において実務に従事している方、研修申込日時点又は研修申込日の翌日から研修終了日後3か月の間に県内で介護支援専門員として実務に従事する予定の方

※就業証明書(様式2)を御提出ください。

(2) 支払方法

受講決定後、別途郵送する「受講決定のお知らせ」に同封する払込票にてお振込みください。お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんのでご了承ください。

(3) 注意事項

就業証明書(様式2)を提出されて、受講料の一部に補助金が交付され、補助金を差し引いた分の受講料となった方のうち、自身の都合により、研修を修了できなかった場合は、差し引かれた補助金分を別途お支払いいただきこととなりますので、ご承知おき下さい。

5. 受講手続き

【申込み期限】

(1) 第1期～第2期の受講を希望される方

平成31年(2019年)5月13日(月)必着

※定員を超えた場合は、変更をご相談することがあります。

- (2) 第3期～第4期の受講を希望される方(第3期は全て熊谷市近辺での開催です)
平成31年(2019年)8月26日(月)必着
※定員を超えた場合は、変更をご相談することがあります。
※正式な締切日は、決定次第HPに掲載いたしますのでご確認ください。

【申込方法】

別添の「平成31年(2019年)度埼玉県主任介護支援専門員研修 受講申込書(届出様式1-1、1-2)」に必要事項を記入した上で、以下の書類を添付し、「8. 申込先」に記載している宛先に**必ず到着の確認できる方法(特定記録郵便又は簡易書留)**で送付してください。

【添付書類】

- ① 平成18年度以降に受講した「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」と「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」の両方の修了証の写し又は「実務従事者向け介護支援専門員更新研修」の修了証明書の写し(チェック表または申込書1-2をご参照ください)
※平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰまたは基礎課程Ⅱを修了し、専門研修Ⅰの受講が免除になっている方を含みます。
- ② 実務経験証明書(届出様式2)
- ③ 常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類(P7※3参照)
(「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しなど)
- ④ 介護支援専門員証の写し
- ⑤ ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証の写し(「2-(2)②」該当者のみ)
- ⑥ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証の写し(「2-(2)②」該当者のみ)
- ⑦ 管轄する保険者の推薦書(届出様式3-1)(「2-(2)④、ア」該当者のみ)
- ⑧ 管轄する保険者の推薦書(届出様式3-2)及び在籍証明書(様式1)(「2-(2)④、イ」該当者のみ)
- ⑨ 就業証明書(様式2)
- ⑩ 誓約書(様式3)(期限まで提出書類が間に合わない方のみ)
- ⑪ 提出書類チェック表
- ⑫ 居宅サービス計画書の事例(「7. その他(1)」を参照ください。

(3) 受講決定のお知らせ

受講が決定した方には、「受講決定通知書」を郵送いたします。

- ・第1期 平成31年(2019年)6月13日(木) 発送予定
- ・第2期 平成31年(2019年)7月18日(木) 発送予定
- ・第3期 平成31年(2019年)9月25日(水) 発送予定
- ・第4期 平成31年(2019年)11月頃予定

この日より一週間を過ぎても「受講決定通知書」が届かない方は、8. 申込

み・お問合せ先までご連絡ください。(期日が決定次第、順次HPに掲載いたします。)

6. 内容・方法等

◇カリキュラム等について

【日程】全体を4期に分けて実施します。(第3期は全て熊谷市近辺での開催です)

- ・第1期 平成31年(2019年)6月25日～9月頃予定
- ・第2期 平成31年(2019年)7月31日～10月頃予定)
- ・第3期 平成31年(2019年)10月8日～1月頃予定)
- ・第4期 平成31年(2019年)11月～2月頃予定)

※期日が決定次第、順次HPに掲載いたします

※各期の定員は130名程度を予定しています。

【講義】第1～3日は講義主体の研修を行います。

- ・第3期(熊谷市近辺での開催)は、ビデオ学習を取り入れる予定です。

【演習】第4日目以降は演習主体の研修を行います。

自発性や協調性、個別性を重視する演習では、1グループ約6名に分けて進めるグループワーク形式とし、メイン講師の他5グループに1名程度のファシリテーターを配置します。演習を通じて必要とされる知識・技術・価値観を修得し、理解を深めます。

【修了】研修修了日に、試験による修了評価を予定しております。

7. その他

(1) 研修受講時に、居宅サービス計画書の事例の提出が必要となります。

アセスメントから5表支援経過表まで1式を郵送してください。

提出期限 第1期、第2期：5月13日(月)

第3期、第4期：8月26日(月)

本研修は、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる方を対象としていますので、当協会の研修委員会にて判定します。基準をクリアしない場合は、修正再提出や新たな事例の提出を求められることがあります。審査の結果受講ができないこともあります。

なお、居宅サービス計画書の事例については、提出前に個人情報等の記載がないか確認してください。(受講申込者以外の氏名を匿名にするなど、個人を特定できる情報がないようにしてください。)

(2) 「実務経験証明書」 記入上の注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となり、研修の申込みはできません。

申込者及び証明権限を有する方（書類を作成する方）は、必ず下記をお読みください。

証明年月日	証明日を記入してください。
証明者名等	証明印は公印を使用してください。なお、申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。（申込者と証明権限を有する方が同一の場合は除きます）
申込者氏名	過去に勤務した方の証明をする場合において、申込者がその当時旧姓であった場合は、「現在の姓（旧姓：当時の姓）名」の形で記入してください。（例：埼玉（旧姓：武蔵）花子）
事業所名	申込者が勤務している（していた）事業所名及び事業所番号を記入してください。同一法人・団体であっても、勤務先事業所が複数になる場合は、各々の事業所毎に証明書を発行してください。
①実務従事期間	<p>申込者が「介護支援専門員」として「常勤専従」で実務に従事した期間を記入してください。<u>介護支援専門員の資格を有していても、他職種として勤務していた期間及び非常勤勤務だった期間は算入できません。</u></p> <p><u>※要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた期間は算入できません。</u></p> <p>※居宅介護支援事業所の管理者は、当該事業所の介護支援専門員業務と兼務している場合のみ、算入できます。その場合は②にも記入してください。</p> <p><u>※地域包括支援センターにおいて、社会福祉士及び保健師（看護師）として配置されていた期間は実務経験に算入できません。</u></p> <p>※通算した従事期間のうち、1か月に満たない部分は切り捨てます (例：平成31年1月1日～平成31年3月26日→2ヵ月)</p> <p>※病気休業や産休・育児休業による休職期間は除外してください。</p> <p>※証明者は、必ず申込者の業務状況を書類等で確認した上で記入してください。</p>

(3) その他注意事項

※1：「対象となる事業所」とは、以下の事業所を指します。

- ① 指定居宅介護支援事業者
- ② 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 指定介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口

※2：「介護支援専門員として実務に従事した期間」とは、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング等、一連のケアマネジメント実務を担当した期間を指します。管理者と兼務した期間を含むことはできますが、管理者のみの期間は含むことはできません。
要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた期間は含むことはできません。

※3：「常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類」とは、**現在の勤務先の直近の「変更届出書」（変更がない場合は「新規指定申請書」）に添付されている「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写し**です。

◇各事業所・施設で使用している勤務表により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認出来る場合は、添付書類として差し支えありませんが、不明瞭な場合は新たに提出をしてもらうことがあります。

◇地域包括支援センター業務と介護予防支援業務を行っている場合は、両方の「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しを提出してください。

◇「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、県または市町村に届出ているものの写しを提出してください。**本研修受講のために作成したものを提出した場合には、受講不可となります。**

※4：受講決定後に受講要件の虚偽申請および添付書類の不正事実が判明した場合は、受講決定を取り消します。

また研修修了後（修了証明書交付後）に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。

受講申込みにあたっては、受講要件に十分ご留意の上、提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に保管してください。

- ※5：研修中は、携帯電話・研修実施期間の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為はご遠慮いただきます。
 研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。
 欠席・遅刻・早退は原則認められません。講義途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます場合があります。
- ※6：主任介護支援専門員研修を修了した場合、介護支援専門員証の更新にかかる研修【更新研修（実務従事者・専門Ⅱ相当分、また専門研修課程Ⅱ）】の受講は免除されません。今年度、介護支援専門員証の更新対象者の方は、日程の重なり等を御確認いただき、本研修にお申込み下さい。

8. 申込み・お問い合わせ先

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修 係

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F

T E L : 048-826-5773(研修用)または 048-835-4343(事務用)

F A X : 048-835-4344

H P : 埼玉県介護支援専門員協会 研修のご案内

<http://www.saitama-cm-learning.com/>

※緊急なお知らせは、こちらをご覧ください。

H P : 一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会

<http://www.saitama-cm.com/>

※お問い合わせは、月～金（祝祭日を除く）9:30～16:30の間にお問い合わせいたします。

※切り取って宛先としてご利用ください。

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町 2-13-8

ほまれ会館 3F

一般社団法人

埼玉県介護支援専門員協会

主任介護支援専門員研修担当 宛

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町 2-13-8

ほまれ会館 3F

一般社団法人

埼玉県介護支援専門員協会

主任介護支援専門員研修担当 宛